



令和8年4月1日から
公共施設の貸出内容が
変わります

【対象施設】

- ・市コミュニティセンター
- ・鹿沼市民情報センター
- ・鹿沼市文化活動交流館

変わること・できるようになること

★営利目的の利用が可能になります（活用例）

サークル活動で制作した
作品の展示・即売会



謝礼を受け取る
習いごと・講座



販促を目的とした
商品説明会



入場料を徴収する
講演会・イベント



★予約受付開始日

企業・個人事業主の場合、予約受付開始日は地域団体等より遅くなります。

★使用料

基本の使用料はこれまでと変わりませんが、営利目的利用の場合、3倍となります。

変わらないこと

★地域団体や習い事団体・サークルでの利用

予約受付開始日はこれまで通りです。

営利を含まない場合、使用料も変わりません。



早見表

	予約受付開始日	使用料
地域団体・習い事団体 サークル	利用日の3か月前の月の1日	これまで通り ※営利を含む利用時は3倍
非営利団体	利用日の3か月前の月の1日 ※営利を含む利用時は10日	
企業・個人事業主	利用日の3か月前の月の10日	3倍

- ・引き続き市民活動の拠点として活用していただくため、予約受付開始日に差を設けます。
- ・予約受付開始日が休館日の場合、翌開館日から受け付けます。
- ・これまで、企業・個人事業主の内部会議等も基本の使用料で利用可能でしたが、営利活動での利用が全面的に可能になることから、取り扱いを変更します。
- ・詳しくは市ホームページをご覧ください。（こちらの二次元コードから→）



裏面に活用方法の具体例、予約申し込み・問い合わせ先情報があります。

（活用例）地域団体・習い事団体・サークルの場合

利用日の3か月前の月の1日から予約を受け付けます。

習い事団体とは、メンバーが主体となって活動しているもので、企業や個人事業主が主催するものは除きます。

①サークルの活動で、作品づくりに3回、発表即売会に1回、利用する場合

→作品づくりの回は基本の使用料で利用できます。

発表即売会の使用料は3倍です。

②入場料や参加料を徴収したり、物品の販売を伴う利用

（体験会・講演会・コンサート・発表即売会等）

→徴収する金額に関わらず、使用料は3倍です。

※団体が招いた講師への謝礼の支払いや、団体内での実費（材料代等）のやりとりのみであれば、基本の使用料で利用できます。



（活用例）企業・個人事業主の場合

利用日の3か月前の月の10日から予約を受け付けます。

使用料は3倍です。

企業や個人事業主が主催する講座は、こちらで取り扱います。

①社内会議、商品・サービスの説明会、無料の講座開催等

→有料・無料に関わらず、使用料は3倍です。

②有料の講座・講演会・コンサート等の開催、物品の販売等

→講師の書籍や演者のCD等の販売もできます。

※公共施設として市民活動の利用を優先するために、予約受付開始日を遅らせています。定期的な予約が難しい場合もありますが、ご了承ください。



【予約申し込み・問い合わせ先】

●市コミュニティセンター

（予約）各コミュニティセンター （制度の問合せ）協働のまちづくり課 ☎（63）2240

●市民情報センター・文化活動交流館

（予約）市民情報センター ☎（63）8300 （制度の問合せ）生涯学習課 ☎（63）3498

※文化活動交流館の予約は、市民情報センターの開館日に受け付けます。

ギャラリーのみ、利用日の12か月前の月の1日から予約を受け付けます。